

新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）に係るQ&A集（愛知県版）

Q1.算定が可能となるのは、何月提供分からか。

6月サービス提供分（7月請求分）より算定が可能である。

Q2.通所介護・通所介護リハビリテーション事業所（以下「通所介護事業所等」と記載。）について算定の基礎となる回数とは、ケアプランに位置付けられた「予定」か、または実際に提供した「実績」か。

通常の請求についてサービスの実績分に基づいて請求することから、本事務連絡についても実績を算定基礎とする。

Q3.短期入所生活介護について緊急短期入所受入加算を算定できるとあるが、ケアプランに元々位置付けられている利用日数について同事務連絡に基づき算定は可能か。

可能である。（3ページの2においてなお書きされている趣旨から鑑みると、緊急短期入所受入加算の要件を満たす必要はない。）

Q4 通所介護事業所について、2区分上位の報酬を4回算定できる場合に、2回のみ算定する等、算定が可能となる回数より少ない回数を算定する取扱いは可能か。

可能である。ただし、担当の介護支援専門員と事前に調整をすること。

Q5 通所介護事業所等において、現在7時間以上8時間未満の区分でサービスを提供しているが、延長加算の届出は必要か。また、加算の届出が必要だとすれば最短で7月サービス提供分から算定が可能となるのか。

請求審査の実務上、延長加算の届出が必要となる。6月サービス提供分については、本事務連絡の趣旨を踏まえ、本件のみの特例として6月15日（月）、消印有効で所管部署へ加算の届出を提出することで算定可能とする。

送付する書類は、別添1「延長加算届出書」、別紙2「介護給費算定に係る届出書」及び別紙1「介護給付算定に係る一覧表」（※）のみとし、別紙1については、該当する「延長加算」のみ○印を附すこと。

なお延長加算以外の加算については、従来どおり予約のうえ持参による届出とするので、注意すること。

※介護予防通所リハビリテーションについては延長加算について届出項目ではないため別紙1-2について不要。

Q6 通所介護事業所等が本事務連絡に基づき延長加算を算定する場合、運営規程の変更をする必要はあるか。また職員を加配するなど延長加算の要件を満たす必要はあるか。

あくまでも臨時に報酬を上乗せする趣旨であることから、本事務連絡に基づき当該加算を算定する場合は、運営規程の変更や、延長時間を設定して職員を配置する等、加算要件に該当することを求めるものではない。

ただし、本取扱については新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いであることから、国の通知等により臨時的な取扱いが終了された場合には、すみやかに当該加算を取り下げるのこと。